

第2回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日（木） 午後4時00分～午後4時40分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（31名）
4. 欠席委員（0名）
5. 議案
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による認定電気通信事業者の行う
中継施設の事業計画について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から5月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が14名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

こんにちは。本日は、お忙しいなか総会に出席いただきましてありがとうございます。毎日暑い日が続いておりますが、皆さんにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか。町内を見ますと、田んぼが最盛期を迎えたところもありますし、草刈りなども盛んに行われております。皆さんには、体調管理に十分注意していただき、農作業及び農業委員会業務に当たっていただきたいと思います。

それでは、ただいまより第2回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、1件、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による認定電気通信事業者の行う中継施設の事業計画について、1件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第3号、非農地証明について、1件、議案第4号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について、1件、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、8件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は1件でございます。議案書のほうは1ページから2ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による認定電気通信事業者の行う中継施設の事業計画について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は1件でございます。議案書のほうは3ページから5ページまでになります。議案書の3ページをご覧ください。この事業計画につきましては、認定電気通信事業者の行う携帯電話無線基地局の新設に伴う転用であり、農地法第5条第1項第7号の規定により、転用許可の要らない案件となっております。転用事業者は、●です。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆で、転用に係る面積は、10㎡です。農地区分については、農業振興地域内の農用地区域外農地、農振白地地域となっております。申請地の地図につきましては、4ページと5ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

愛媛県に事業計画の申請があり、県より意見を求められておりますので、事務局長専決により、この事業計画に係る転用目的は妥当であると回答いたしましたのでご報告します。

以上でございます。

会長

只今の報告2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

会長

なお、本件は●番●委員に関係する案件でございますので、●委員は退席を願います。

(●委員 退席)

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の6ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆、2, 199㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅付近にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

5月16日に●さんご本人に直接伺いまして、現場の方も確認いたしました。今回の譲渡人は、農業委員の●さんご本人です。譲渡人の●さんは、地元農業委員でもあり、●さんから相談を受けて●さんに譲渡しをすることになったそうです。

譲受人の●さんは、●で農業を担っていただけの方でもあり、特に問題はないと思われまます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

(●委員 入室)

会長

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の6ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 463㎡ 畑6筆、1,693㎡ 合計7筆、2,156㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は新規就農であります。農作業経験年数は、18年となっておりますので経験はあります。また、生産に必要な草刈り等を保有し、今後必要と思われる設備・農機具があれば積極的に購入予定であるということですから、効率利用要件は満たされていると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

5月16日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の行政書士●事務所に電話で話を聞きました。また、現地も確認しました。

譲渡人の●さんは、松山市に転出しているため、申請地の十分な管理が出来ないことから、●さんに令和2年10月から農地使用貸借契約で貸していました。今回は、この農地使用貸借を解約して、●さんに譲渡しをすることになったそうです。

譲受人の●さんは、これまでもこの農地で農業をされておりましたの

●番
●委員

で、特に問題はないと思われます。
以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号3、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の6ページをご覧ください。議案第1号の3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、130㎡です。

譲渡人は、広島県広島市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人には非耕作地がありますが、条件不利地であります。また、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅横にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間250日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

5月17日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士、●事務所を訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、広島市に転出しているため申請地の十分な管理が出

●番
●委員

来ないことから、この農地の横にお住まいの●さんに譲渡しをすることになったそうです。現地は、●から奥へ入りまして●へ行く道の三叉路のところでありますが、●さんは長年農業に携わっておられ経験もあり、特に問題は無いと思われます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第2号の1を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の1をご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。表の左側の番号1番になります。地図の方は8から10ページになります。7ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 148㎡、です。譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、松山市●の●さんです。

転用の理由といたしまして、譲受人は、松山市内の借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、申請地を譲り受け住宅を建築したいとのことです。現在、申請地には譲渡人が倉庫を建て利用しておりましたので、始末書が提出されております。また、申請地にある倉庫は、譲渡人が6月中に取り壊す予定となっております。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。地盤を固めて土砂の流出を防ぎ、下水や雨水は水路に排水することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

5月18日、●委員さんと一緒に申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは現在松山市に居住していますが、子供の成長に伴い実家のある内子町に戻り住宅を建築したいそうです。

申請地は、●さんが農業用倉庫を建築し利用していましたが、必要な手続きを取っていなかったことから始末書を提出しているそうです。周囲の農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。議案第2号の1を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

続きまして、議案第2号の2を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の7ページをご覧ください。表の左側の番号2番になります。地図の方は11ページから13ページになります。7ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 1.18㎡、です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、宅地拡張です。

譲受人は、自己住宅の敷地の形状を整えて効率よく利用するため、申請地を譲り受け、宅地拡張を行いたいとのことです。申請地は、既に譲受人が宅地の一部として利用していることから、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。地盤を固めて造成し、土砂の流出を防ぐことから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

5月18日、●委員さんと一緒に申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは申請地を譲り受け、自己住宅用地として利用したいとのこと。申請地は、すでに●さんが宅地として利用していることから始末書を提出しているそうです。周囲の農地への影響も少なく、特に問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の14ページをご覧ください。議案第3号についてご説明いたします。地図の方は、15、16ページになります。

14ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 682㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。現地写真は7ページになります。6ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は山林に囲まれており日照時間が少なく、耕作しても収穫量が上がらないため、平成13年に無断で桧を植林し、そのまま現在に至ったものです。植林後20年以上経過し、農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

5月19日、農業委員の●さんと一緒に申請人●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は周囲が山林のため耕作しても収穫量が上がらないことから、平成13年頃に無許可で桧を植林されたそうです。

周りは山林となっており、始末書も提出されていることから、特に問題は無いものと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

会長

いします。調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はござ

いませんか。

会長

(全員異議なし) 異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しま

した。続きまして、議案第4号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いた

事務局

します。事務局の説明を求めます。それでは、議案書の17ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は19~20ページになります。17ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年4月24日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、田2筆、98㎡です。除外の目的は、農業用倉庫です。

それでは、18ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、今回の申請は、松山市●の●さんが、申請地と隣接する宅地を一体利用し農業用倉庫を建築するために農用地から除外するものでござ

います。「1. 変更事由」及び「3. 変更要件」を見ていただきますと、申請地以外では、当該事業を実施することは困難であることや、周辺農地への影響は軽微と思われることから、町としても計画変更は問題ないと判断して

おります。また、申請地はすでに違反転用となっていますが、農林振興課のほ

事務局

うで始末書の提出も確認しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

5月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、申請人は農業用機械が増えてきたことから、隣接する宅地と合わせて農業用倉庫を建築するため、農用地から除外したいということでもあります。

申請地は、すでに農業用倉庫が建っていることから、農林振興課の方に始末書が提出されているようです。

申請地は、道路沿いで面積も小さいことから、特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

会長

なお、本件は●番●委員、●番●委員に関係する案件がございますので、●委員、●委員は退席を願います。

(●委員、●委員 退席)

会長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の21ページをご覧ください。内子町長より令和5年5月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日

は令和5年5月31日です。

集積計画の概要ですが、22ページをご覧ください。利用権の新規設定で田が1筆 2, 172㎡ 畑4筆 7, 546㎡、再設定で、田が5筆 3, 848㎡、畑が6筆12, 662㎡

合計16筆、26, 228㎡です。

集積計画の内訳については、23ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、畑1筆 4, 765㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、●で、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●・●の農地、田1筆、2, 172㎡、畑3筆、2, 781㎡、合計 4, 953㎡です。

貸付人は、東京都江戸川区の●さん、借受人は、内子町●の●さんと●さんで、使用貸借権の新規設定です。

3番 内子町●の農地、畑2筆 1, 734㎡です。

貸付人は、東京都葛飾区の●さん、相続人代表●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の再設定です。

4番 内子町●の農地、田1筆 1, 005㎡です。

貸付人は、松山市●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の再設定です。

5番 内子町●の農地、畑2筆 7, 605㎡です。

貸付人は、●で、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

6番 内子町●の農地、田4筆 2, 843㎡です。

貸付人は、松山市●の●さん、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

7番 内子町●の農地、畑1筆 2, 224㎡です。

貸付人は、●で、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

8番 内子町●の農地、畑1筆 1, 099㎡です。

事務局

貸付人は、石川県金沢市の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の再設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など、基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

(●委員、●委員 入室)

会長

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。